



かさばる資源ごみは持ち込んでリサイクル

シリーズ「ごみ減量をいかにして成功させるか」②

かさばる資源ごみの置き場に困っていませんか。市内には、資源ごみを平日に出せる場所があります。資源ごみを持ち込んで、可燃ごみの減量に向けて皆さんの協力をお願いします。

【問】市廃棄物対策課 ☎72・1334

- 可燃ごみの減量のため資源物の分別をお願いしていると、「廃プラなど資源ごみは、かさばって置き場所に困る」という声をよく聞きます。今回は、かさばって置き場がないので、燃えるごみに出すことがないよう、資源ごみを出せる場所をご紹介します。持っていく手間は掛かりますが、資源ごみを持ち込んでリサイクルし、可燃ごみの減量に向けてご協力をお願いします。
- 出せる日時 土日祝日を除く平日、午前9時～午後4時
- 出せる場所 ▼柳川商事（筑紫町、三橋町久末）▼諸藤商事（大和町明野）▼江口商事（三橋町百町）▼柳川商店街辻門橋・京町通り駐車場内（京町）
- 出せる資源ごみ
 - 廃プラ（プラスチック製容器包装）＝洗剤のボトル類や弁当箱、菓子袋などプラマーの付いた容器類、トレイ、タッパー、発泡スチロールなど、汚れたものや異物が付いたものは取り除き、資源物指定袋に入れる。
 - ペットボトル＝中を洗って、キャップとラベルをはずして資源物指定袋に入れる。キャップとラベルは廃プラに出してください。
 - 紙パック（紙パックマークの付いたもの）＝パックを開いて水洗いし、ひもでしぼる。内側にアルミを貼ったものは、燃えるごみに出してください。
 - 新聞紙＝新聞紙の他、チラシも一緒にひもでしぼる。
 - 雑紙＝紙箱やパンフレット、ポスター、ラップなどの紙芯、コピー用紙など、紙袋に入れる。
 - 雑誌類＝雑誌やカタログなどひもでしぼる。



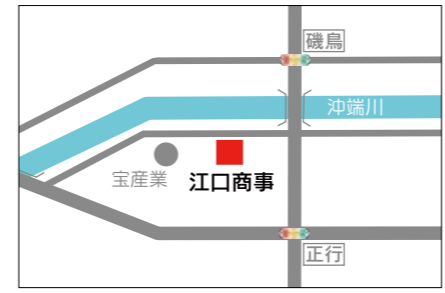
▲柳川商店街駐車場内に設置している資源回収ボックス



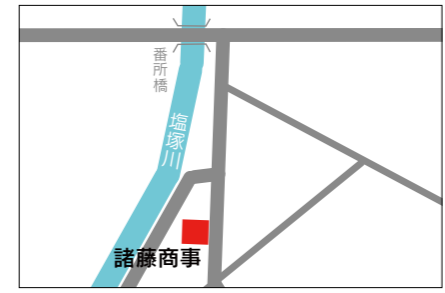
▲柳川商事（三橋町久末 130・3、☎73・8325）



▲柳川商事（筑紫町 397・1、☎72・4412）



▲江口商事（三橋町百町 470・1、☎72・6610）



▲諸藤商事（大和町明野 1573、☎76・2168）



▲柳川商店街辻門橋・京町通り駐車場内（京町 13・1）

固定資産税課税明細書で資産の確認を

1月1日現在で所有している土地や家屋などの情報を記載

もうすぐ納税者の皆さんのもとに「令和2年度固定資産税課税明細書」が届きます。この明細書は、1月1日時点で所有している固定資産の課税内容が記載されているので確認し、大切に保管してください。なお、事業のための資産は、所得税などの確定申告に利用できます。

また、納税通知書は5月に郵送します。納付月は5、7、9、12月の年4回です。

固定資産税とは

毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産が所在する市町村に納める税金です。



土地にかかる税金

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目に関係なく、その年の1月1日の利用状況によって分類されます。

- 宅地 住宅が建っている「住宅用地」と、それ以外の「非住宅用地」に分類されます。「住宅用地」には、税額が約6分の1、約3分の1になる特例措置があります。
- 田・畑 市農業委員会の農家台帳に記載されていて、実際に耕作や栽培をしている農地は、宅地に比べて安く評価されています。同委員会から宅地への転用の許可を受けた農地は、耕作されていても宅地並みの価値があると判断されず。

償却資産にかかる税金

償却資産にかかる固定資産税とは、法人または個人が、事業や営業、漁業、農業に用いる機械や器具、備品などに対して賦課される税金です。固定資産税に関する届出書は、柳川庁舎1階総務課固定資産係、大和・三橋庁舎市民サービス課へ提出してください。届出書は市公式サイトからダウンロードできます。

家屋にかかる税金

家屋とは屋根や外壁がある

建物で、土地に定着していて、かつ、建物として使用できるものをいいます。家屋の評価額は、評価の対象となる家屋を、新築したと仮定する場合に必要な建築費を計算し、これに建築年数による減価などを考慮した上で決定します。なお、家屋を新築・増築・取り壊し・用途変更したときは、調査が必要となりますので必ず連絡してください。

免許証自主返納者にタクシー利用券を交付

高齢者の自動車事故予防対策として実施

市は、高齢者の自動車事故が増加していることから、事故予防対策として、運転免許証の自主返納者にタクシー利用券を交付しています。

● 対象 運転免許証自主返納時に満70歳以上で、自主返納時から引き続き市内在住の人、申請時点で自主返納から1年以内の人、交付は1回のみ。

※運転免許証の有効期限が過ぎ、失効した人や過去に交付を受けた人は対象外

● 内容 市内のタクシー会社の利用券1万円分（500円20枚つづり）

※1回の利用につき1枚のみ使用可、有効期限は交付日から2年間

● 申請に必要なもの 印鑑、運転免許取消通知書（公安委員会発行）

● 申請方法 最寄りの警察署または自動車運転免許試験場で自主返納手続きを行い、運転免許取消通知書を発行してもらった後、市役所柳川庁舎3階総務課または大和・三橋市民サービス課に必要なものを持って申請し、利用券の交付を受けてください。

【問】市総務課安全安心係 ☎77・8152

お買い物券がもらえます

協同組合柳川おもてなしカード会は、自動車の運転免許証を自主返納した高齢者に2000円分の「やなば加盟店で使えるお買い物券」を進呈しています。

【問】同会事務局 ☎77・6050